

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年 1月22日
【会社名】	株式会社ネクス
【英訳名】	NCXX Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 司
【本店の所在の場所】	岩手県花巻市櫛ノ目第二地割32番地 1
【電話番号】	0198-27-2851（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼経営企画部部长 石原 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目 4番30号
【電話番号】	03-5766-9870
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼経営企画部部长 石原 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 400,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第3回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

銘柄	株式会社ネクス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 400,000,000円
各社債の金額（円）	金 100,000,000円の種類
発行価額の総額（円）	金 400,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率（％）	年率1.0％
利払日	償還日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う。 2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4. 償還期日後は利息をつけない。 5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。 6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。
償還期限	平成29年2月6日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成29年2月6日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 繰上償還 当社は、発行日の翌日以降いつでも（以下、当社の指定する償還日を「任意償還日」という。）、当該任意償還日からさかのぼって20営業日までに本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、任意償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。
募集の方法	第三者割当の方法により、株式会社フィスコに400,000,000円（額面100,000,000円の本社債4個）を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成26年2月7日
申込取扱場所	東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクス経営企画部

払込期日	平成26年2月7日(金)
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ネクス普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は当初金622円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう)をする場合</p>

	<p>時価を下回る価額を持って当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合</p> <p>株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合</p> <p>本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により当} \times \text{該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 400,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年2月7日から平成29年2月6日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。但し、当社が本社債を繰上償還した場合は償還日の前営業日まで、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクス経営企画部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都新宿区四谷3丁目3番1号 みずほ銀行四谷支店（当座預金）</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計4個の新株予約権を発行する。
- 2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第3回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。
- 3 株式の交付方法
当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
400,000,000	5,000,000	395,000,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の内訳は、弁護士費用、第三者評価機関による証券価値算定費用、印刷会社費用等であります。

(2)【手取金の使途】

平成25年12月11日に締結した、株式会社S J Iが営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業に関して有する権利義務を当社のシステム開発事業子会社である株式会社ネクス・ソリューションズが承継する会社分割（吸収分割）契約に基づく対価（金480百万円）の支払いにより一時的に減少する運転資金に充当する。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要		
名称	株式会社フィスコ	
本店の所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	
届出書の提出日において既に提出されている直近の有価証券報告書の提出日	第19期（自平成24年1月1日至平成24年12月31日）有価証券報告書 平成25年3月29日近畿財務局長に提出 第20期第1四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）四半期報告書 平成25年5月14日近畿財務局長に提出 第20期第2四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）四半期報告書 平成25年8月13日近畿財務局長に提出 第20期第3四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）四半期報告書 平成25年11月13日近畿財務局長に提出	
b 提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社が保有している予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社株式の数（持株比率）	17,401株（19.67%） 割当予定先の子会社による間接所有分30,000株を含めると、当社普通株式47,401株（53.59%）を保有する親会社であります。
人事関係	親会社の取締役2名が当社取締役を兼務し、親会社の取締役2名が当社監査役を兼務しております。なお、当社代表取締役が株式会社フィスコの完全子会社である株式会社フィスコ・キャピタルの代表取締役を兼務しております。	
資金関係	当社は株式会社フィスコへの貸付実績150百万円があります。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	上記「資金関係」記載の取引以外は、該当事項はございません。	

（注）平成26年1月22日現在におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成25年12月11日開催の取締役会において、株式会社S J I（以下「分割会社」といいます。）が営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部（以下「西日本グループ」といいます。）におけるシステム開発事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を当社のシステム開発事業子会社である株式会社ネクス・ソリューションズ（以下「承継会社」といいます。）が承継する会社分割（吸収分割）（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決議し、同日付で分割会社と承継会社との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。当社の中核となるデバイス事業がターゲットとする情報通信市場において、M2M分野は急速な市場拡大が見込まれております。

当社は、これまでもM2M端末製品を成長ドライバーの1つと掲げており、様々な無線通信規格に対応し、顧客毎の多種多様のニーズに応える組み込み技術等、長年培ってきた通信技術資産を活かして更なるM2M分野へのドメイン拡大を目指し、その具体的なモデルケースの一つとして農業ICT事業をスタートさせるなど注力を行って参りました。一方で、分割会社はシステム開発事業を中心とする「情報サービス事業」を主力事業としており、2012年にM&AによりSinoCom Software Group Limitedをグループに加え中国で3,000名の開発体制を確立しオフショア開発の体制強化を行っております。本件事業については、オフショア開発ではなく、国内での開発を行っており、その高い開発力から国内の大手の製造業者・流通業者向けにインターネットを利用した購買調達システム、金融機関向けにインターネットバンキング等の金融戦略支援システム、情報サービス業者向けに各種業務パッケージソフト、通信業者向けにネットワーク監視システム、システムダウンが許されない大規模かつ高速性が要求される情報処理システム等の開発実績や、地に密着した営業を行い各地の有力企業との取引実績があり、着実に売上と利益を計上しております。この度、本件事業を承継会社が吸収分割により承継することにより、当社のハードウェアの開発技術や組み込みのノウハウと分割会社の高いシステム開発力との高い相乗効果を期待することができ、デバイス製品だけの提供に留まらず、専用システムも併せたユーザビリティの高いパッケージ製品（例えば重要な基幹システムの開発に併せて、システムが導入されている

ハードウェア側の故障等の遠隔監視を当社通信機器により行うことにより、より信頼性の高い製品を提供する等)の提供、また当社製品開発時に必要となる様々なソフト開発やシステム開発の外注の内製化を実現することができます。さらには、当社ではリーチできなかった、各地の有力企業に対する営業インフラを構築することができ、遠隔監視用製品や車載用製品等のM2M製品の更なる販売に寄与することが期待されます。承継会社は、本吸収分割の対価として、分割会社に対し、金480百万円及び承継会社の株式2,400株(1株あたり50,000円)を交付いたします。また、今後の承継会社の事業成長に引き続き協力をしてもらう観点から、現金に加え今後見込まれる収益を勘案して、分割会社との間で協議のうえ、諸条件を決定いたしました。

上記対価の支払は平成26年1月末日を予定しております。当社は平成25年11月末時点で約900百万円の資金がございましたが、一部は平成25年10月31日付適時開示情報「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」に記載のM2Mモジュール製品の開発費用(3百万円)として使用する為の資金であり、また12月から1月にかけて弊社デバイス製品の仕入れの為に800百万円超の支払を行う予定が有る事から、同期間の買掛金の回収を加味しても、手元運転資金が大幅に減少するため、親会社の株式会社フィスコに対して資金援助を依頼いたしました。株式会社フィスコは、当社の今後の事業展開を鑑みたくえ、当社の依頼に対して第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の引受という方法で、資金援助を応諾していただきました。

吸収分割の対価に係る資金調達手段として、吸収分割決議前より、自己資金に加え、金融機関からの借入れ等を検討し、吸収分割決議の前後を通じ、株式会社フィスコ及び金融機関に対し間接金融による融資等を打診してまいりましたが、平成24年11月期(4ヶ月の変則決算)は経常黒字を達成したものの、1年間通期での実績ではないことから、長期間の借入及び纏まった金額の資金調達は応じられないとの回答でした。また、本吸収分割の対価に係る回収期間は2~3年にわたる長期投資に該当するため、グループ間における1~2ヶ月を返済期限とする短期間のつなぎ融資として実施しているブリッジファイナンスを実施しても、その先の資金調達に窮するだけで解決策にならないことから、取り得る選択肢にはなりません。さらに公募増資は調達に一層時間を要すること、株式会社フィスコ以外への転換社債型新株予約権付社債の発行については海外の投資家に打診したものの、株式会社フィスコを下回る金利条件でしか了解を得られませんでした。また第三者割当増資による新株式の発行の場合には、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面で、1株当たり利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権付社債や新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。これに対し、新株予約権に限定した資金調達では、当社の喫緊の資金需要に対応できないこと、さらに金融機関からの調達ができなかったことから、株式会社フィスコからの転換社債型新株予約権付社債による資金調達方法を採用するのが最善の施策であると判断いたしました。なお、転換社債型新株予約権付社債による資金調達は、株式希薄化が一気に進む懸念が緩和されると同時に、転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、当社の債務が減少するメリットがあることも、採用の材料となりました。

d 割り当てようとする株式の数

株式会社フィスコ 643,000株

(注) 割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権がその当初転換価額622円において全て転換された場合における株式の数となります。

e 株券等の保有方針

割当予定先の株式会社フィスコは、当社の親会社として、戦略的パートナーであることから、当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しております。従いまして、株式への転換後も安定株主として長期保有方針であることを確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は東京証券取引所の上場企業であり、直近の財務諸表における売上高、当期利益、純資産額、また預金残高の写しを確認し支払余力は十分にあると考えております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社フィスコは、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する基本的な考え方を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

転換価額につきましては、割当予定先である株式会社フィスコとの間での協議を経て、今回の第三者割当に係る当社の取締役会決議日の直近取引日(平成26年1月21日)の東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値である690円から9.86%ディスカウントした622円と致しました。

なお、当該直近取引日までの1か月間の終値平均650円に対する乖離率は4.34%、当該直近取引日までの3か月間の終値平均723円に対する乖離率は13.93%、当該直近取引日までの6か月間の終値平均669円に対する乖離率は7.05%となっております。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境を考慮し、取締役会決議日の前営業日の市場価格の690円を基準価格として設定しこの価格から9.86%ディスカウントした622円を転換価額と致しました。

また既存株主への株式の希薄化、転換価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限られた資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、本吸収分割契約に基づく対価の支払に不都合が生じるため、転換価額についても、本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、利率1%のみであることを踏まえ、発行条件の調整を行った結果によるものとなります。時価ではなく有利発行とならない範囲で最大限のディスカウントを許容したのは、引受け先である株式会社フィスコも上場企業であり、株主の利益最大化を図る必要があることがあります。

また、発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。

今回、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区)による算定の結果として、基準となる当社株価690円(直近取引日(平成26年1月21日))、転換価額622円、当社普通株式の価格変動性(ボラティリティ)73.74%(平成22年12月~平成25年12月の月次末株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間3年、リスクフリーレート0.118%(2016年12月20日償還の国債レート[日本証券業協会の売買参考統計値における中期国債102(5)])、配当率0%、任意繰上償還条項、株式への転換の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき1,651,224円との算定結果を得ております。

本新株予約権付社債の繰上償還条項を採用した理由に関して

今回は、当社の今後の事業価値の増大を予想し、発行体である当社による本新株予約権付社債の繰上償還条項に規定する当社の任意取得条項(以下「取得条項」といいます。)を付加したのが特徴であります。取得条項の考え方として、計算された代替資金調達コスト(下記をご参照下さい)に基づき、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、当社が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。例として、業績の回復などの理由により株価が上昇し、別の有利な資金調達が実行できた場合、取得条項を発動することを一般的に想定しております。

また、本新株予約権の公正価値の算定において、株価が845円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて本新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

一方、取得条項を設けることは、割当先である株式会社フィスコにとっては、株価上昇に伴い本新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず当社の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からのデメリットであり、転換価額を異にするオプションを付与していることと同一であり、本新株予約権の価格を減価する要因となります。

モンテカルロ・シミュレーションの算定前提条件に関して

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- ・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(平成29年2月6日)に株価が転換価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。
- ・本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が転換価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは35.85%(修正CAPMにより算定した株主資本コスト9.93%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分25.92%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額622円に代替資金調達コスト分223円(差額)を加えた845円(転換価額622円×(代替資金調達コスト35.85%+100%):小数点以下切上げ)としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、額面金額と同額での本新株予約権付社債の取得が可能としております。
- ・株価の希薄化については、時価よりも低い転換価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

転換後の株価 = (転換時株価 × 発行済株式総数 + 転換価額 × 転換による発行株式数) / (発行済株式総数 + 転換による発行株式数)

なお取得条項の発動時の株価水準である845円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が833円に低下するとの前提としております。

転換後の株価 = (845円 × 11,630,800株 + 622円 × 643,000株) / (11,630,800株 + 643,000株) = 833円

- ・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり510株(平成23年1月22日から平成26年1月21日までの日次売買高の中央値である5,100株の10%)つつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定しております。また当社では過去において当該自己株式の取引はなく、また将来においても自己株式の取引の予定はありませんが、その当該前提条件の水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また本新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

有利発行に該当しないと判断した理由及び過程に関して

本新株予約権の発行の条件に関しては、公刊物に掲載された裁判所判例等事例により、発行時点における本付属新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された本新株予約権の払込金額とを比較し検討を行っております。つまり当社は本新株予約権により当社が得ることのできる経済的利益すなわち本付属新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。なお実質的な対価は、本社債の券面総額400百万円に対する3年の利息相当額は36,000,000円程度(利息相当額=400,000,000円×(当社の長期借入金平均利率3%×3年))であり、本新株予約権の公正価値である18,604,896円(本新株予約権の1個当たり公正価値1,651,224円×4個+本新株予約権付社債金利(12,000,000円))を上回る水準であります。

当社取締役会では、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢などを統合的に考慮するとともに、本第三者割当増資等の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役会に出席した取締役全員の賛成により転換社債型新株予約権付社債の発行につき決議致しました。当社監査役全員からも、本新株予約権の発行価額は第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び行使価額を含む発行条件並びに算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから、本新株予約権付社債の発行価額が、有利発行には該当しない旨が示されております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て転換された場合に発行される当社普通株式の数は12,273,800株(議決権の数は122,734個)です。また本件は発行決議日現在の当社の発行済株式総数11,630,800株(議決権の総数は116,304個)に対して5.53%の割合(議決権の総数に対する割合は5.53%)で希薄化が生じ、発行決議日から過去6か月間の期間の第三者割当増資(発行される当社普通株式の数は349,000株(議決権の数は3,490個))と通算すると、発行決議日現在の当社の発行済株式総数11,630,800株(議決権の総数は116,304個)に対して8.53%の割合(議決権の総数に対する割合は8.53%)で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株予約権付社債の発行、当社の企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当増資の規模及び希釈化の程度は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
株式会社フィスコ	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	4,078,300	35.07	4,721,300	38.47
株式会社ダイヤモンド エージェンシー	東京都港区南青山五丁目4番30号	3,000,000	25.79	3,000,000	24.44
株式会社インデックス	東京都世田谷区太子堂4丁目1-1	1,792,700	15.41	1,792,700	14.61
株式会社エイビット・ ホールディングス	東京都八王子市南町3-10	349,000	3.00	349,000	2.84
株式会社ジェイサイト	東京都中央区日本橋1丁目21-4	320,500	2.76	320,500	2.61
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	263,400	2.26	263,400	2.15
森本 友則	東京都世田谷区	181,500	1.56	181,500	1.48
丸谷商事株式会社	東京都中央区日本橋1丁目21-4	78,000	0.67	78,000	0.64
粟生 典子	東京都目黒区	57,100	0.49	57,100	0.47
山道 誉弘	横浜市港北区	49,300	0.42	49,300	0.40
計	-	10,169,800	87.44	10,812,800	88.10

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成25年11月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 平成25年11月30日現在の発行済株式総数は11,630,800株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 割当後の持株比率は、本新株予約権付社債の転換価額622円で全て転換された場合の潜在株式数643,000株を平成25年11月30日現在の発行済株式総数11,630,800株に加えた株式数に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第29期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年1月22日）までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年1月22日）現在についても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第29期）提出日（平成25年2月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年1月21日）までの間において、以下の臨時報告書を東北財務局長に提出しております。（平成25年2月26日提出）

1 提出理由

当社は、平成25年2月26日開催の当社第29回定時株主総会において、以下のとおり決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年2月26日

(2) 当該決議事項の内容（会社提案）

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、秋山司、石原直樹、張偉、中道賢一、深見修及び八木隆二の各氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、下山秀夫氏を選任する。

第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果(会社提案)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成の割合
第1号議案 定款一部変更の件	78,742	35	0	(注)1	可決 89.02%
第2号議案 取締役6名選任の件				(注)2	
秋山 司	78,742	35	0		可決 89.02%
石原 直樹	78,742	35	0		可決 89.02%
張 偉	78,742	35	0		可決 89.02%
中道 賢一	78,742	35	0		可決 89.02%
深見 修	78,742	35	0		可決 89.02%
八木 隆二	78,742	35	0		可決 89.02%
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
下山 秀夫	78,742	35	0		可決 89.02%
第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件	78,742	35	0	(注)1	可決 89.02%

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(平成25年7月31日提出)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年5月31日

(2) 当該事象の内容

当社及び当社グループは、期中及び期末の為替相場の変動により、為替差益を営業外収益に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成25年11月期第2四半期累計期間(平成24年12月1日～平成25年5月31日)の連結決算において116,480千円の為替差益及び個別決算において105,693千円の為替差益を営業外収益に計上いたしました。

(平成25年12月17日提出)

1 提出理由

当社は、平成25年12月11日開催の取締役会において、株式会社S J Iが営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業に関して有する権利義務を、当社の子会社である株式会社ネクス・ソリューションズが承継する会社分割(吸収分割)を行うことを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第15号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号	株式会社ネクス・ソリューションズ
本店の所在地	東京都港区南青山五丁目4番30号
代表者の氏名	代表取締役社長 石原 直樹

(2) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号	株式会社S J I		
本店の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号		
代表者の氏名	代表取締役社長 李 堅		
資本金の額	3,552百万円		
純資産の額	21,203百万円		
総資産の額	45,887百万円		
事業の内容	情報サービス事業、石油化学エンジニアリングサービス事業		
最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益			
決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	10,946百万円	10,826百万円	10,486百万円
営業利益	325百万円	489百万円	287百万円
経常利益	361百万円	461百万円	260百万円
当期純利益又は当期純損失 ()	142百万円	349百万円	82百万円
大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	Digital China Software(BVI)Limited 19.56% 株式会社S R Aホールディングス 6.10% 株式会社S R A 6.04%		
当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		

(3) 当該吸収分割の目的

当社グループが、株式会社S J Iが営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業を吸収分割により承継することにより、ハードウェアの開発技術や組み込みのノウハウと分割会社の高いシステム開発力との高い相乗効果を期待することができ、デバイス製品だけの提供に留まらず、専用システムも併せたユーザビリティの高いパッケージ製品の提供、また当社の製品開発時に必要となる様々なソフト開発やシステム開発の外注の内製化を実現することができます。さらには、当社グループではリーチできなかった、各地の有力企業に対する営業インフラを構築することができ、遠隔監視用製品や車載用製品等のM2M製品の更なる販売に寄与し、事業拡大することを目的としております。

(4) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

株式会社S J Iが行う会社分割（簡易吸収分割）により中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業を当社の子会社である株式会社ネクス・ソリューションズが承継する方法により行います。

吸収分割に係る割当ての内容

株式会社ネクス・ソリューションズは、本吸収分割の対価として、株式会社S J Iに対し、金480百万円及び株式会社ネクス・ソリューションズの株式2,400株（1株あたり50,000円）を交付いたします。

事業承継の日程

平成25年12月11日	吸収分割決議取締役会
平成25年12月11日	吸収分割契約書締結
平成26年1月31日（予定）	吸収分割予定日（効力発生日）

吸収分割により増加する資本金等

該当事項はありません。

吸収分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債の取扱い

該当事項はありません。

吸収分割承継会社が承継する権利及び義務

株式会社ネクス・ソリューションズは、吸収分割の効力発生日における上記システム開発事業に関する資産、負債及びこれらに付随する権利義務のうち、本吸収分割契約において定めるものを承継します。

債務履行の見込み

株式会社ネクス・ソリューションズが吸収分割の効力発生日以降において負担すべき債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(5) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

本吸収分割の対価の算定にあたって、公正性・妥当性を確保するため、当社グループから独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を選定し、吸収分割承継会社の株価算定を依頼いたしました。

東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、吸収分割承継会社の価値について、今後事業の継続を前提としており、事業計画書も作成されていることから、収益性及び将来性等に着目した方式であるディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（DCF方式）により算定いたしました。その株価算定の結果を慎重に検討し、承継する資産及び負債の時価相当額、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して、株式会社ネクスと株式会社S J Iで慎重に協議を重ねて決定いたしました。

(6) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ネクス・ソリューションズ
本店の所在地	東京都港区南青山五丁目4番30号
代表者の氏名	代表取締役社長 石原 直樹
資本金又は出資の額	500,000円(注)1
純資産の額	未定(注)2
総資産の額	未定(注)2
事業の内容	システム開発事業

(注)1. 資本金については、平成26年1月31日の効力発生日までに300,000,000円の増資を予定しております。

2. 吸収分割承継会社の純資産及び総資産の額につきましては、提出日現在において数値等が確定していないため未定となっております。

(7) 吸収分割に係る割当ての内容が当該吸収分割承継会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合、当該有価証券の発行者についての事項
該当事項はありません。

3. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期)の提出日(平成25年2月26日)以後、本有価証券届出書提出日(平成26年1月22日)までの間において、平成25年2月8日付で普通株式23,771株の新株式発行(有償増資)を行ったこと及び平成25年11月18日付で普通株式349,000株の新株式発行(有償増資)を行ったこと並びに新株予約権の行使により、以下の通り資本金が増加しております。

平成24年11月30日現在の資本金	資本金の増加額	平成26年1月22日現在の資本金
600,000千円	468,146千円	1,068,146千円

4. 最近の業績の概要

平成26年1月20日開催の取締役会において決議された第30期(自平成24年12月1日 至平成25年11月30日)に係る財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当連結会計年度 (平成25年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	341,622	1,253,266
受取手形及び売掛金	138,757	484,993
商品及び製品	3,066	-
仕掛品	236,754	399,669
原材料	22,077	13,423
前渡金	205,974	505,635
繰延税金資産	-	5,173
短期貸付金	80,674	408
関係会社短期貸付金	5,000	355,000
未収入金	18,930	6,709
デリバティブ債権	-	411,302
その他	18,606	12,638
流動資産合計	1,071,462	3,448,220
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	251,897	251,897
減価償却累計額	203,256	210,149
建物及び構築物（純額）	48,640	41,748
機械装置及び運搬具	28,954	31,196
減価償却累計額	19,570	23,485
機械装置及び運搬具（純額）	9,384	7,711
工具、器具及び備品	328,737	324,005
減価償却累計額	320,084	319,528
工具、器具及び備品（純額）	8,652	4,476
土地	151,737	151,737
有形固定資産合計	218,414	205,673
無形固定資産		
のれん	311,248	232,168
ソフトウェア	15,792	70,072
ソフトウェア仮勘定	14,346	34,651
その他	3,554	3,554
無形固定資産合計	344,942	340,446
投資その他の資産		
投資有価証券	458,421	20,954
その他	63,280	62,337
投資その他の資産合計	521,702	83,292
固定資産合計	1,085,059	629,412
資産合計	2,156,521	4,077,632

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当連結会計年度 (平成25年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	251,011	237,766
短期借入金	100,000	152,500
1年内償還予定の社債	-	200,000
1年内返済予定の長期借入金	33,384	57,984
未払金	56,736	28,521
未払費用	35,487	42,828
未払法人税等	3,147	53,460
未払消費税等	6,624	26,342
前受金	195,770	307,692
製品保証引当金	22,000	42,000
その他	10,245	15,278
流動負債合計	714,407	1,164,374
固定負債		
長期借入金	194,957	227,675
退職給付引当金	2,785	3,096
その他	21,375	17,317
固定負債合計	219,117	248,089
負債合計	933,524	1,412,463
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,000	1,068,146
資本剰余金	407,259	875,405
利益剰余金	86,385	516,710
自己株式	-	35
株主資本合計	1,093,644	2,460,227
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	-
為替換算調整勘定	1,689	12,113
その他の包括利益累計額合計	1,689	12,113
新株予約権	1,489	-
少数株主持分	126,173	192,827
純資産合計	1,222,996	2,665,168
負債純資産合計	2,156,521	4,077,632

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)
売上高	1,864,422	4,948,289
売上原価	1,476,144	3,937,393
売上総利益	388,277	1,010,895
販売費及び一般管理費	292,564	751,427
営業利益	95,713	259,468
営業外収益		
受取利息	862	23,964
為替差益	-	218,958
その他	9,671	2,673
営業外収益合計	10,534	245,595
営業外費用		
支払利息	2,770	9,837
為替差損	5,780	-
支払手数料	-	4,229
株式交付費	-	2,134
その他	4,161	1,655
営業外費用合計	12,712	17,857
経常利益	93,535	487,207
特別利益		
投資有価証券売却益	-	4,122
特別利益合計	-	4,122
特別損失		
固定資産除却損	-	143
子会社株式売却損	-	476
特別損失合計	-	619
税金等調整前当期純利益	93,535	490,710
法人税、住民税及び事業税	2,423	47,406
法人税等調整額	-	5,173
法人税等合計	2,423	42,233
少数株主損益調整前当期純利益	91,111	448,477
少数株主利益	4,726	18,151
当期純利益	86,385	430,325

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	91,111	448,477
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18	-
為替換算調整勘定	1,689	10,424
その他の包括利益合計	1,671	10,424
包括利益	92,782	458,901
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	88,062	440,749
少数株主に係る包括利益	4,720	18,151

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,586,369	600,000
当期変動額		
新株の発行	-	468,146
減資	986,369	-
当期変動額合計	986,369	468,146
当期末残高	600,000	1,068,146
資本剰余金		
当期首残高	1,446,559	407,259
当期変動額		
新株の発行	-	468,146
減資	986,369	-
欠損填補	2,025,669	-
当期変動額合計	1,039,300	468,146
当期末残高	407,259	875,405
利益剰余金		
当期首残高	2,025,669	86,385
当期変動額		
当期純利益	86,385	430,325
欠損填補	2,025,669	-
当期変動額合計	2,112,054	430,325
当期末残高	86,385	516,710
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	35
当期変動額合計	-	35
当期末残高	-	35
株主資本合計		
当期首残高	1,007,259	1,093,644
当期変動額		
新株の発行	-	936,292
当期純利益	86,385	430,325
自己株式の取得	-	35
当期変動額合計	86,385	1,366,583
当期末残高	1,093,644	2,460,227

	前連結会計年度 (自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	12	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12	-
当期変動額合計	12	-
当期末残高	-	-
為替換算調整勘定		
当期首残高	-	1,689
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,689	10,424
当期変動額合計	1,689	10,424
当期末残高	1,689	12,113
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12	1,689
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,677	10,424
当期変動額合計	1,677	10,424
当期末残高	1,689	12,113
新株予約権		
当期首残高	1,489	1,489
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,489
当期変動額合計	-	1,489
当期末残高	1,489	-
少数株主持分		
当期首残高	121,453	126,173
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,720	66,654
当期変動額合計	4,720	66,654
当期末残高	126,173	192,827
純資産合計		
当期首残高	1,130,214	1,222,996
当期変動額		
新株の発行	-	936,292
当期純利益	86,385	430,325
自己株式の取得	-	35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,397	75,589
当期変動額合計	92,782	1,442,172
当期末残高	1,222,996	2,665,168

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自	平成24年8月1日	(自	平成24年12月1日
	至	平成24年11月30日)	至	平成25年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益		93,535		490,710
減価償却費		69,783		124,989
のれん償却額		10,732		32,198
事務所移転費用引当金の増減額(は減少)		2,632		-
退職給付引当金の増減額(は減少)		2,449		311
製品保証引当金の増減額(は減少)		22,000		20,000
受取利息及び受取配当金		862		23,964
支払利息		2,770		9,837
株式交付費		-		2,134
為替差損益(は益)		986		3,345
有形固定資産除却損		-		143
投資有価証券売却損益(は益)		-		4,122
子会社株式売却損益(は益)		-		476
売上債権の増減額(は増加)		182,197		346,236
たな卸資産の増減額(は増加)		146,709		151,195
未収入金の増減額(は増加)		8,930		14,263
前渡金の増減額(は増加)		181,984		299,660
デリバティブ債権の増減額(は増加)		3,449		407,852
仕入債務の増減額(は減少)		13,439		13,245
未払金の増減額(は減少)		4,183		28,297
未払費用の増減額(は減少)		9,855		8,485
未払消費税等の増減額(は減少)		25,388		19,717
前受金の増減額(は減少)		159,352		111,922
その他		3,424		16,160
小計		218,556		419,879
利息及び配当金の受取額		819		24,151
利息の支払額		2,611		10,120
法人税等の支払額		4,930		3,316
営業活動によるキャッシュ・フロー		211,835		409,165

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成24年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年12月 1日 至 平成25年11月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10,279	1,050
無形固定資産の取得による支出	12,603	188,250
投資有価証券の取得による支出	447,517	1,285,050
投資有価証券の売却による収入	-	451,640
投資有価証券の償還による収入	-	1,275,000
投融資の回収による収入	232,894	-
子会社株式の売却による収入	-	94,908
短期貸付けによる支出	415,000	556,556
短期貸付金の回収による収入	415,000	286,556
その他	5,684	1,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	231,821	75,496
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	52,500
長期借入れによる収入	100,000	119,000
長期借入金の返済による支出	6,043	61,682
社債の発行による収入	-	200,000
株式の発行による収入	-	932,668
自己株式の取得による支出	-	35
設備関係割賦債務の返済による支出	601	2,065
財務活動によるキャッシュ・フロー	93,355	1,240,385
現金及び現金同等物に係る換算差額	703	4,926
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	74,073	911,644
現金及び現金同等物の期首残高	267,549	341,622
現金及び現金同等物の期末残高	341,622	1,253,266

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社において包括的な戦略を立案し、取り扱う製品及びサービスについて事業活動を展開しております。当社グループの事業は、以下のとおり、製品及びサービス別のセグメントから構成されております。

報告セグメント	事業内容
デバイス事業	各種無線方式を適用した通信機器の開発、販売 P L C モデムの開発、販売 上記にかかわるシステムソリューション提供及び保守サービスの提供 中国におけるモバイル通信機器関連商品の仕入及び販売
インターネット旅行事業	旅行関連商品のe-マーケットプレイス運営 法人及び個人向旅行代理業務 旅行見積りサービス コンシェルジュ・サービス

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成24年8月1日至平成24年11月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	デバイス事業	インターネット 旅行事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,087,038	777,383	1,864,422	-	1,864,422
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	7,200	7,200	7,200	-
計	1,087,038	784,583	1,871,622	7,200	1,864,422
セグメント利益	128,507	38,117	166,624	70,911	95,713
セグメント資産	687,674	588,598	1,276,272	880,249	2,156,521
その他の項目					
減価償却費	64,680	4,989	69,669	113	69,783
のれんの償却額	-	10,732	10,732	-	10,732
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	20,711	-	20,711	7,620	28,331

(注) 1. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、調整額は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額は、全社資産であり、報告セグメントに帰属しない資産であります。

3. 減価償却費の調整額は、全社資産に係る償却費であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産の増加額であります。

当連結会計年度(自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	デバイス事業	インターネット 旅行事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,150,081	1,798,208	4,948,289	-	4,948,289
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	11,100	11,100	11,100	-
計	3,150,081	1,809,308	4,959,389	11,100	4,948,289
セグメント利益	311,860	17,081	328,942	69,473	259,468
セグメント資産	1,948,821	492,563	2,441,385	1,636,247	4,077,632
その他の項目					
減価償却費	121,283	2,374	123,657	1,331	124,989
のれんの償却額	-	32,198	-	-	32,198
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	187,654	4,818	192,473	-	192,473

(注) 1. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、調整額は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額は、全社資産であり、報告セグメントに帰属しない資産であります。

3. 減価償却費の調整額は、全社資産に係る償却費であります。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日)		当連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	
1株当たり純資産額	123円84銭	1株当たり純資産額	212円57銭
1株当たり当期純利益金額	9円77銭	1株当たり当期純利益金額	39円79銭
なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。		なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	86,385	430,325
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	86,385	430,325
期中平均株式数(株)	8,844,700	10,814,919
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権264個、目的となる株式数6,600株)	(注) 3

2. 当社は、平成25年6月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 当社は、平成23年6月29日に発行した当社第8回新株予約権及び第9回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)について、本新株予約権者であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundより、本新株予約権の発行要項に基づき、当社に対し、その残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込額相当額で取得する旨の請求があったため、平成25年6月27日付で、取締役会決議を行い、以下のとおり、当社が取得日において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却しました。

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	第8回新株予約権、第9回新株予約権
(2) 取得及び消却する新株予約権の数	合計240個(第8回新株予約権は104個、第9回新株予約権は136個)
(3) 取得日及び消却日	平成25年6月27日
(4) 取得価額	合計1,337,240円(第8回新株予約権1個当たり6,334円、第9回新株予約権1個当たり4,989円)
(5) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

(重要な後発事象)

1. 吸収分割

当社は、平成25年12月11日開催の取締役会において、株式会社S J Iが営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業に関して有する権利義務を、当社の連結子会社である株式会社ネクス・ソリューションズが承継する会社分割(吸収分割)を行うことを決議しました。その概要は次のとおりであります。

(1) 当該連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号	株式会社ネクス・ソリューションズ
本店の所在地	東京都港区南青山五丁目4番30号
代表者の氏名	代表取締役社長 石原 直樹

(2) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号	株式会社S J I		
本店の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号		
代表者の氏名	代表取締役社長 李 堅		
資本金の額	3,552百万円		
純資産の額	21,203百万円		
総資産の額	45,887百万円		
事業の内容	情報サービス事業、石油化学エンジニアリングサービス事業		
最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益			
決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	10,946百万円	10,826百万円	10,486百万円
営業利益	325百万円	489百万円	287百万円
経常利益	361百万円	461百万円	260百万円
当期純利益 又は当期純損失()	142百万円	349百万円	82百万円
大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	Digital China Software(BVI)Limited 19.56% 株式会社SRAホールディングス 6.10% 株式会社SRA 6.04%		

(3) 当該吸収分割の目的

当社グループが、株式会社S J Iが営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業を吸収分割により承継することにより、ハードウェアの開発技術や組み込みのノウハウと分割会社の高いシステム開発力との高い相乗効果を期待することができ、デバイス製品だけの提供に留まらず、専用システムも併せたユーザビリティの高いパッケージ製品の提供、また株式会社ネクスの製品開発時に必要となる様々なソフト開発やシステム開発の外注の内製化を実現することができます。さらには、当社グループではリーチできなかった、各地の有力企業に対する営業インフラを構築することができ、遠隔監視用製品や車載用製品等のM2M製品の更なる販売に寄与し、事業拡大することを目的としております。

(4) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

株式会社S J Iが行う会社分割(簡易吸収分割)により中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業を当社の子会社である株式会社ネクス・ソリューションズが承継する方法により行います。

吸収分割に係る割当ての内容

株式会社ネクス・ソリューションズは、本吸収分割の対価として、株式会社S J Iに対し、金480百万円及び株式会社ネクス・ソリューションズの株式2,400株(1株あたり50,000円)を交付いたします。

事業承継の日程

平成25年12月11日	吸収分割決議取締役会
平成25年12月11日	吸収分割契約書締結
平成26年1月31日(予定)	吸収分割予定日(効力発生日)

吸収分割により増加する資本金等

該当事項はありません。

吸収分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債の取扱い

該当事項はありません。

吸収分割承継会社が承継する権利及び義務

株式会社ネクス・ソリューションズは、吸収分割の効力発生日における上記システム開発事業に関する資産、負債及びこれらに付随する権利義務のうち、本吸収分割契約において定めるものを承継します。

債務履行の見込み

株式会社ネクス・ソリューションズが吸収分割の効力発生日以降において負担すべき債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(5) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

本吸収分割の対価の算定にあたって、公正性・妥当性を確保するため、当社グループから独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を選定し、吸収分割承継会社の株価算定を依頼しました。

東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、吸収分割承継会社の価値について、今後事業の継続を前提としており、事業計画書も作成されていることから、収益性及び将来性等に着目した方式であるディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（DCF方式）により算定いたしました。その株価算定の結果を慎重に検討し、承継する資産及び負債の時価相当額、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して、株式会社ネクスと株式会社SJIで慎重に協議を重ねて決定しました。

(6) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ネクス・ソリューションズ
本店の所在地	東京都港区南青山五丁目4番30号
代表者の氏名	代表取締役社長 石原 直樹
資本金又は出資の額	300,500,000円
純資産の額	未定（注）
総資産の額	未定（注）
事業の内容	システム開発事業

（注） 吸収分割承継会社の純資産及び総資産の額につきましては、提出日現在において数値等が確定していないため未定となっております。

(7) 実施する会計処理の方法

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「取得」として会計処理を行う予定です。

2. 子会社株式の取得

当社は、平成25年12月11日開催の取締役会において、Care Online株式会社全株式を取得し、子会社化することを決議しました。

(1) 取得の理由

介護業界のマーケットの拡大によるCare Online株式会社自体の介護施設に対するサービスの拡大、また同社のソフトウェア資産と当社の通信技術資産（低電磁波と言われているPHS機器を利用する事で、人体や医療機器への影響が少ない最適なモバイルプラットフォームを確立できます。）を組み合わせる事により、今後政策的に推進される在宅医療・介護サービスに対応した訪問看護・介護の現場でタイムリーに情報確認や情報入力ができるタブレット端末等の新たなソリューションサービスの提供、さらには、社会的問題になっている独居の高齢者に対する見守りサービスの提供などにおいても、それぞれの持つ技術資産と顧客ドメインを共有する事によるシナジー効果でCare Online株式会社の事業拡大および、当社デバイス事業の更なる拡大を目的として取得しました。

(2) 取得先 株式会社S J I

(3) 当該子会社の概要

商号	Care Online株式会社		
本店の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号		
代表者の氏名	代表取締役社長 木村 裕		
事業の内容	介護事業所向けASPサービス		
資本金	10百万円		
設立年月日	平成25年1月7日		
大株主及び持株比率	株式会社S J I 100%		
最近3年間に終了した各事業年度の経営成績及び財政状態			
決算期	-	-	平成26年3月期 第2四半期 (自平成25年4月1日 (至平成25年9月30日) (ご参考)
純資産	-	-	19百万円
総資産	-	-	75百万円
売上高	-	-	57百万円
営業利益	-	-	10百万円
経常利益	-	-	10百万円
当期純利益	-	-	6百万円

(4) 株式取得の時期 平成25年12月12日

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の株式所有割合

取得株式数 200株

取得価額 65百万円

取得後の株式所有割合 100%

[次へ](#)

個別財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年11月30日)	当事業年度 (平成25年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	239,074	964,774
売掛金	135,885	481,595
商品及び製品	3,066	-
仕掛品	236,754	399,669
原材料	22,077	13,423
前渡金	39,844	331,688
前払費用	4,148	138
短期貸付金	215,000	150,000
未収入金	3,799	-
デリバティブ債権	4,173	411,137
その他	-	1,879
流動資産合計	903,822	2,754,307
固定資産		
有形固定資産		
建物	208,576	208,576
減価償却累計額	170,164	175,717
建物（純額）	38,411	32,858
構築物	40,010	40,010
減価償却累計額	32,891	34,144
構築物（純額）	7,119	5,865
機械及び装置	13,227	13,227
減価償却累計額	12,896	12,967
機械及び装置（純額）	330	259
工具、器具及び備品	323,499	323,499
減価償却累計額	315,034	319,038
工具、器具及び備品（純額）	8,465	4,461
土地	151,097	151,097
有形固定資産合計	205,424	194,543
無形固定資産		
ソフトウェア	14,367	69,040
ソフトウェア仮勘定	14,346	34,651
その他	223	223
無形固定資産合計	28,937	103,915
投資その他の資産		
投資有価証券	0	10,050
関係会社株式	594,912	500,619
出資金	-	20
敷金及び保証金	2,172	7,636
投資その他の資産合計	597,084	518,326
固定資産合計	831,446	816,785
資産合計	1,735,268	3,571,092

	前事業年度 (平成24年11月30日)	当事業年度 (平成25年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	251,011	237,766
短期借入金	100,000	152,500
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	200,000
1年内返済予定の長期借入金	28,344	52,944
未払金	11,388	5,034
未払費用	29,627	27,306
未払法人税等	1,106	45,736
未払消費税等	4,301	25,578
前受金	-	92,400
預り金	7,189	13,440
製品保証引当金	22,000	42,000
流動負債合計	454,969	894,706
固定負債		
長期借入金	139,289	177,047
関係会社長期借入金	23,308	23,308
退職給付引当金	2,785	3,096
その他	5,805	2,947
固定負債合計	171,187	206,399
負債合計	626,156	1,101,106
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,000	1,068,146
資本剰余金		
資本準備金	-	468,146
その他資本剰余金	407,259	407,259
資本剰余金合計	407,259	875,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	100,363	526,469
利益剰余金合計	100,363	526,469
自己株式	-	35
株主資本合計	1,107,623	2,469,986
新株予約権	1,489	-
純資産合計	1,109,112	2,469,986
負債純資産合計	1,735,268	3,571,092

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日)	当事業年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)
売上高		
製品売上高	1,066,746	3,110,745
保守売上高	20,292	39,335
売上高合計	1,087,038	3,150,081
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	2,895	3,066
当期製品製造原価	809,824	2,403,165
合計	812,719	2,406,231
製品期末たな卸高	3,066	-
製品売上原価	809,653	2,406,231
保守売上原価	33,864	57,806
売上原価合計	843,517	2,464,037
売上総利益	243,521	686,043
販売費及び一般管理費		
役員報酬	11,426	27,198
給与諸手当	40,613	97,731
退職給付費用	1,225	3,124
法定福利費	5,170	18,000
販売促進費	637	168
アフターサービス費	29,880	56,660
業務委託費	1,500	15,804
旅費及び交通費	5,882	18,840
地代家賃	3,593	11,181
支払手数料	22,474	56,320
減価償却費	2,597	6,379
その他	19,089	65,182
販売費及び一般管理費合計	144,091	376,592
営業利益	99,430	309,451
営業外収益		
受取利息	578	12,454
その他	9,671	2,372
有価証券利息	-	6,291
為替差益	-	208,279
営業外収益合計	10,250	229,397

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成24年11月30日)	当事業年度 (自 平成24年12月 1日 至 平成25年11月30日)
営業外費用		
支払利息	2,631	7,345
社債利息	-	2,120
貸貸資産関連費用	-	2,134
為替差損	4,949	-
その他	612	1,655
営業外費用合計	8,193	13,256
経常利益	101,486	525,591
特別利益		
原材料売却益	-	-
事業譲渡益	-	-
特別利益合計	-	-
特別損失		
固定資産除却損	-	-
投資有価証券売却損	-	-
子会社株式評価損	-	59,385
特別損失合計	-	59,385
税引前当期純利益	101,486	466,206
法人税、住民税及び事業税	1,122	40,100
法人税等合計	1,122	40,100
当期純利益	100,363	426,105

(3) 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日)	当事業年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,586,369	600,000
当期変動額		
新株の発行	-	468,146
減資	986,369	-
当期変動額合計	986,369	468,146
当期末残高	600,000	1,068,146
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,434,442	-
当期変動額		
新株の発行	-	468,146
資本準備金の取崩	1,434,442	-
当期変動額合計	1,434,442	468,146
当期末残高	-	468,146
その他資本剰余金		
当期首残高	12,117	407,259
当期変動額		
減資	986,369	-
資本準備金の取崩	1,434,442	-
欠損填補	2,025,669	-
当期変動額合計	395,142	-
当期末残高	407,259	407,259
資本剰余金合計		
当期首残高	1,446,559	407,259
当期変動額		
新株の発行	-	468,146
減資	986,369	-
欠損填補	2,025,669	-
当期変動額合計	1,039,300	468,146
当期末残高	407,259	875,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,025,669	100,363
当期変動額		
欠損填補	2,025,669	-
当期純利益	100,363	426,105
当期変動額合計	2,126,033	426,105

	前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成24年11月30日)	当事業年度 (自 平成24年12月 1日 至 平成25年11月30日)
当期末残高	100,363	526,469
利益剰余金合計		
当期首残高	2,025,669	100,363
当期変動額		
当期純利益	100,363	426,105
欠損填補	2,025,669	-
当期変動額合計	2,126,033	426,105
当期末残高	100,363	526,469
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	35
当期変動額合計	-	35
当期末残高	-	35
株主資本合計		
当期首残高	1,007,259	1,107,623
当期変動額		
新株の発行	-	936,292
当期純利益	100,363	426,105
自己株式の取得	-	35
当期変動額合計	100,363	1,362,363
当期末残高	1,107,623	2,469,986
新株予約権		
当期首残高	1,489	1,489
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,489
当期変動額合計	-	1,489
当期末残高	1,489	-
純資産合計		
当期首残高	1,008,748	1,109,112
当期変動額		
新株の発行	-	936,292
当期純利益	100,363	426,105
自己株式の取得	-	35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,489
当期変動額合計	100,363	1,360,873
当期末残高	1,109,112	2,469,986

(4) 個別財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日)		当事業年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)	
1株当たり純資産額	125円23銭	1株当たり純資産額	212円37銭
1株当たり当期純利益金額	11円35銭	1株当たり当期純利益金額	39円40銭
なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。		なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日)	当事業年度 (自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	100,363	426,105
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	100,363	426,105
期中平均株式数(株)	8,844,700	10,814,919
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権264個、目的となる株式数6,600株)	(注) 3

2. 当社は、平成25年6月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 当社は、平成23年6月29日に発行した当社第8回新株予約権及び第9回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)について、本新株予約権者であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundより、本新株予約権の発行要項に基づき、当社に対し、その残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込額相当額で取得する旨の請求があったため、平成25年6月27日付で、取締役会決議を行い、以下のとおり、当社が取得日において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却しました。

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	第8回新株予約権、第9回新株予約権
(2) 取得及び消却する新株予約権の数	合計240個(第8回新株予約権は104個、第9回新株予約権は136個)
(3) 取得日及び消却日	平成25年6月27日
(4) 取得価額	合計1,337,240円(第8回新株予約権1個当たり6,334円、第9回新株予約権1個当たり4,989円)
(5) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

(重要な後発事象)

1. 吸収分割

「4. 連結財務諸表 (5) 連結財務諸表に関する注記事項(重要な後発事象)」の「1. 吸収分割」と同一であるため、当該項目をご参照願います。

2. 子会社株式の取得

「4. 連結財務諸表 (5) 連結財務諸表に関する注記事項(重要な後発事象)」の「2. 子会社株式の取得」と同一であるため、当該項目をご参照願います。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日	平成25年2月26日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期)	自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日	平成25年10月15日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示等手続ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月11日

株式会社ネクス
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 博行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年12月1日から平成25年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクス及び連結子会社の平成25年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

四半期連結貸借対照表関係注記に記載のとおり、会社は、製品不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 2月26日

株式会社ネクス
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 博行

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成24年8月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクス及び連結子会社の平成24年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、製品不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けた。
- 重要な後発事象に記載のとおり、連結子会社は、平成24年12月27日開催の取締役会においてFisco(BVI)Limited Partnershipに対する全組合持分をBEST BALANCE LIMITEDに対して譲渡することを決議し、平成25年1月31日付けで譲渡が実行された。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年1月23日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成25年2月8日付けで払込が完了、同日付けで新株が発行された。

4. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年1月24日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプション発行承認を求める議案の定時株主総会への付議を決議し、平成25年2月26日開催の第29回定時株主総会において議決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクスの平成24年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ネクスが平成24年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 2月26日

株式会社ネクス
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員 公認会計士 外山 卓夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高田 博行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成24年8月1日から平成24年11月30日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスの平成24年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、製品不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けた。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年1月23日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成25年2月8日付けで払込が完了、同日付けで新株が発行された。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年1月24日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプション発行承認を求める議案の定時株主総会への付議を決議し、平成25年2月26日開催の第29回定時株主総会において議決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。